

令和6年（行ウ）第62号／令和6年（行ウ）第63号  
 行政文書不開示処分取消等請求事件／保有個人情報不開示処分取消等請求事件  
 原告 相原健吾 外165名／芦名定道 外5名  
 被告 国

## 証 拠 説 明 書 (甲A76～83)

2025年2月26日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 福田 護  
 弁護士 三宅 弘  
 弁護士 米倉 洋子

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	
甲A76 の1～4	第57回公文書管理委員会 の資料 ①議事次第 ②配布資料一覧 (3)資料2 ④議事録(抄)	写し	2017(平成29) 年9月20日	公文書管理委員会	第57回公文書管理委員会において、従前の <b>行政文書管理ガイドライン</b> の見直しが検討され、「保存期間1年未満の行政文書の扱い」(資料2、5頁)において、通常は1年未満の保存期間とされる行政文書でも、「重要又は異例な事項に関する情報を含む場合」には1年以上の保存期間を設定すべきであるとの見直し事項について、「重要」「異例」とは不祥事のようなものも該当するとの議論がなされた経緯。
甲A77 の1～5	第58回公文書管理委員会 の資料 ①議事次第 ②配布資料一覧 ③資料1 ④資料2(抄) ⑤議事録(抄)	写し	2017(平成29) 年11月8日	公文書管理委員会	第58回公文書管理委員会において、内閣府大臣官房公文書管理課から、現在の <b>行政文書管理ガイドライン</b> 「第4 整理 3 保存期間 (5)号(6)号(7)号」とほぼ同文の条項を新設する改正案が提出され、議論がなされたこと。

甲A78 の1～4	第59回公文書管理委員会の資料 ①議事次第 ②配布資料一覧 ③資料2-2 ④議事録(抄)	写し	2017(平成29) 年12月20日	公文書管理委員会	第59回公文書管理委員会において、 <u>行政文書管理ガイドライン第4-3-(7)号「通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証が必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」</u> との条項を新設する改正案が原案どおり了承されたこと。
甲A79 の1～5	第60回公文書管理委員会の資料 ①議事次第 ②配布資料一覧 ③資料1-1 ④資料1-2 ⑤議事録(抄)	写し	2018(平成30) 年3月12日	公文書管理委員会	第60回公文書管理委員会において、新設された公文書管理ガイドラインに基づいて、 <u>内閣府本府行政文書管理規則16条7項「通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証が必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」</u> との条項を新設する改正案が原案どおり了承されたこと。
甲A80 1～4	第61回公文書管理委員会の資料 ①議事次第 ②配布資料一覧 ③資料1-2 ④議事録(抄)	写し	2018(平成30) 年3月15日	公文書管理委員会	第61回公文書管理委員会において、新設された公文書管理ガイドラインに基づいて、 <u>内閣官房行政文書管理規則7条10項「通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証が必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」</u> が提案され、内閣官房の職員からのヒアリングがなされ、審議されたこと。
甲A81 の1～4	第62回公文書管理委員会の資料 ①議事次第 ②配布資料一覧 ③資料1-2 ④議事録(抄)	写し	2018(平成30) 年3月26日	公文書管理委員会	第62回公文書管理委員会において、 <u>内閣官房行政文書管理規則7条10項「通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証が必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。」</u> との条項を新設する改正案が原案どおり了承されたこと。
甲A82	書籍『日本学術会議会員の任命拒否』	原本	2021(平成33) 年3月25日	小森田秋夫	日本学術会議は、科学者の内外に対する代表機関であり、科学の全分野を包摂し、科学的助言という職務を独立して行う国の機関であるとの基本的性格を有し、そこから会員選考がコオプテーション方式とされていること、任命拒否の違法性、2018年11月文書が極めて不自然な内容の内部文書であること等。

甲A83	書籍『学問の自由が危ない』	原本	2021（令和3）年1月30日	佐藤学、上野千鶴子、内田樹 編	多様な分野の学者が、本件任命拒否は学問の自由に対する侵害であると捉え、その悪影響について強い危機感を表明した事実、1000 を超える学協会が任命拒否に対する抗議声明を発出した事実等。
------	---------------	----	-----------------	-----------------	---